

令和4年5月30日

保護者 様

三田市教育長
鹿嶽 昌功
三田市立ゆりのき台中学校
校長 南波 克典

学校生活における児童生徒のマスクの着用について

保護者の皆様におかれましては、日々お子様の健康観察等、新型コロナウイルス感染拡大防止に対してきめ細やかなご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、5月23日、政府における「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

つきましては、学校生活における児童生徒のマスクの着用について下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

なお、今後、本市における感染拡大の状況により、新たな事情が生じた場合は、別途お知らせします。

記

生徒のマスクの着用については、屋内において、他者と身体的距離（2m以上を目安）が取れない場合、他者と身体的距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合はマスクを着用するよう指導します。その上で、マスクを着用する必要がない場合を以下の通りとします。

- 1 十分な身体的距離が確保できる場合。
- 2 公共交通機関利用時を除いた登下校。その際、会話を控えるよう指導します。
- 3 体育の授業や運動部活動。ただし、運動部活動の実施に当たっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応します。また、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の利用時、集団での飲食や移動時等につきましては、マスクの着用を含めた感染対策を引き続き徹底していきます。
- 4 休憩時間における運動遊び（鬼ごっこなど密にならない外遊び）や屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動。
- 5 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）を参考に、熱中症になる危険性が考えられる場合。